

平成21年6月25日

都道府県中小企業団体中央会 御中

全国中小企業団体中央会  
(事務連絡)

### 役員変更にかかる行政庁への届出について

今般、中小企業庁経営支援課より、中小企業等協同組合法第35条の2（役員の変更の届出）に関し、下記のとおり指導するよう要請がありましたので、貴中央会傘下会員組合等に対して広く周知していただきますようお願い申し上げます。

#### 記

組合は、中小企業等協同組合法第35条の2により、役員の氏名又は住所を記載した書面に変更があったときは、その事実が発生した日から2週間以内に行政庁にその旨届け出なければならない。

したがって、通常総会等における役員改選をした場合であっても、全員が再選重任となり、役員の氏名又は住所に全く変更が生じていないときは、行政庁への役員変更届書の提出を要しない。

[本件担当：政策推進部]

別紙（参考条文等）

## 中小企業等協同組合法

（役員の変更の届出）

第35条の2 組合は、役員の名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

第115条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

十一 第31条、第35条の2（第82条の8において準用する場合を含む。）、第62条第2項又は第82条の13第2項の規定に違反したとき。

## 中小企業等協同組合法施行規則

（役員の変更の届出）

第61条 法第35条の2（第82条の8において準用する場合を含む。）の規定により組合又は中央会の役員の名又は住所の変更を届け出ようとする者は、様式第8又は様式第9による届書に、変更した事項を記載した書面並びに変更の年月日及び理由を記載した書面を添えて提出しなければならない。

2 前項の届出が役員を選挙又は選任による変更に係るものであるときは、通常総会又は通常総代会において新たな役員を選挙又は選任した場合を除き、前項の書類のほか、新たな役員を選挙若しくは選任した総会若しくは総代会又は選任した理事会の議事録又はその謄本を提出しなければならない。

3 第1項の届出が共済事業を行う組合又は信用協同組合等の常務に従事する役員を選任による変更に係るものであるときは、前二項の書類のほか、新たな常務に従事する役員を経歴を記載した書面を提出しなければならない。